



平成30年12月27日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	古川 有里	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

## 平成30年10月分 毎月勤労統計調査結果

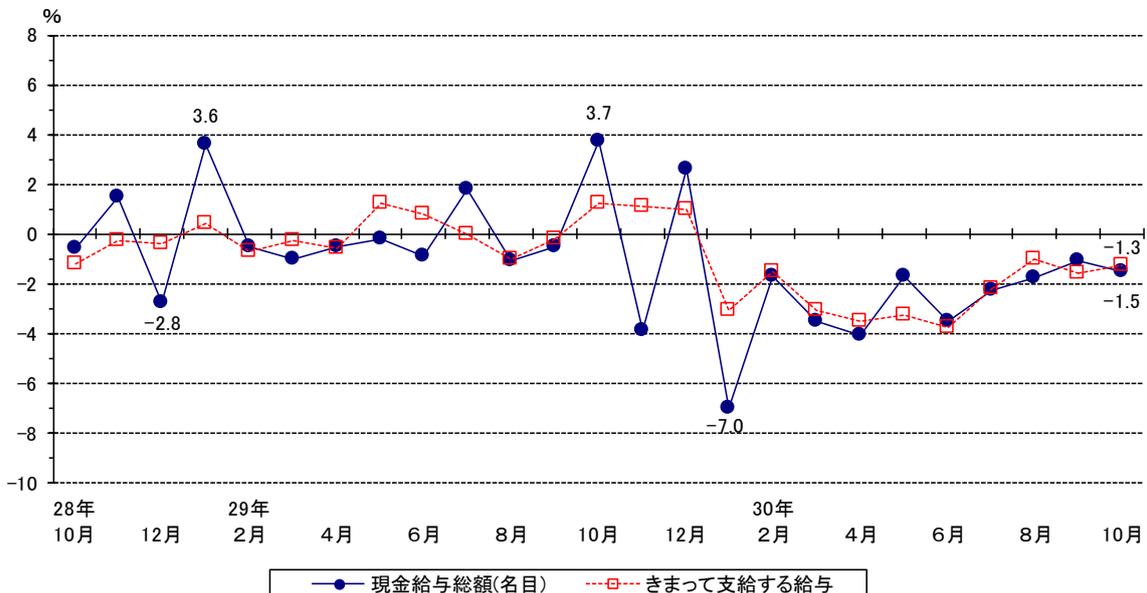
### 賃金

- ・10月のきまって支給する給与は、規模5人以上で238,555円、前年同月比1.7%減で、4ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では259,829円、前年同月比1.3%減で、10ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で245,992円、前年同月比2.2%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では273,029円、前年同月比1.5%減で、10ヶ月連続で前年同月を下回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	
【事業所規模5人以上】														
調査産業計	245 992	84.9	△0.6	△2.2	238 555	△0.1	△1.7	220 369	△1.9	18 186		7 437	△1 141	
建設業	396 093	95.0	△15.0	2.5	326 224	△10.8	△0.9	298 838	△4.5	27 386		69 869	12 696	
製造業	283 623	85.7	2.3	△4.0	271 816	0.5	△2.3	242 233	△1.1	29 583		11 807	△5 421	
卸売業、小売業	205 261	97.0	1.3	13.8	204 919	1.4	13.9	194 750	13.2	10 169		342	△103	
医療、福祉	246 085	79.0	△0.5	△2.2	246 050	0.1	△2.3	234 367	△0.8	11 683		35	△2	
【事業所規模30人以上】														
調査産業計	273 029	84.5	4.7	△1.5	259 829	0.9	△1.3	236 869	△1.0	22 960		13 200	△849	
建設業	599 931	155.5	87.1	19.4	321 416	0.5	3.2	301 259	△0.9	20 157		278 515	87 743	
製造業	303 431	83.2	3.1	△3.7	287 451	0.5	△2.0	251 479	△1.3	35 972		15 980	△5 637	
卸売業、小売業	202 132	104.3	1.1	19.1	202 132	1.4	19.1	193 721	19.4	8 411		0	△109	
医療、福祉	288 331	81.7	0.7	△1.3	288 270	0.8	△1.3	270 868	0.5	17 402		61	1	

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



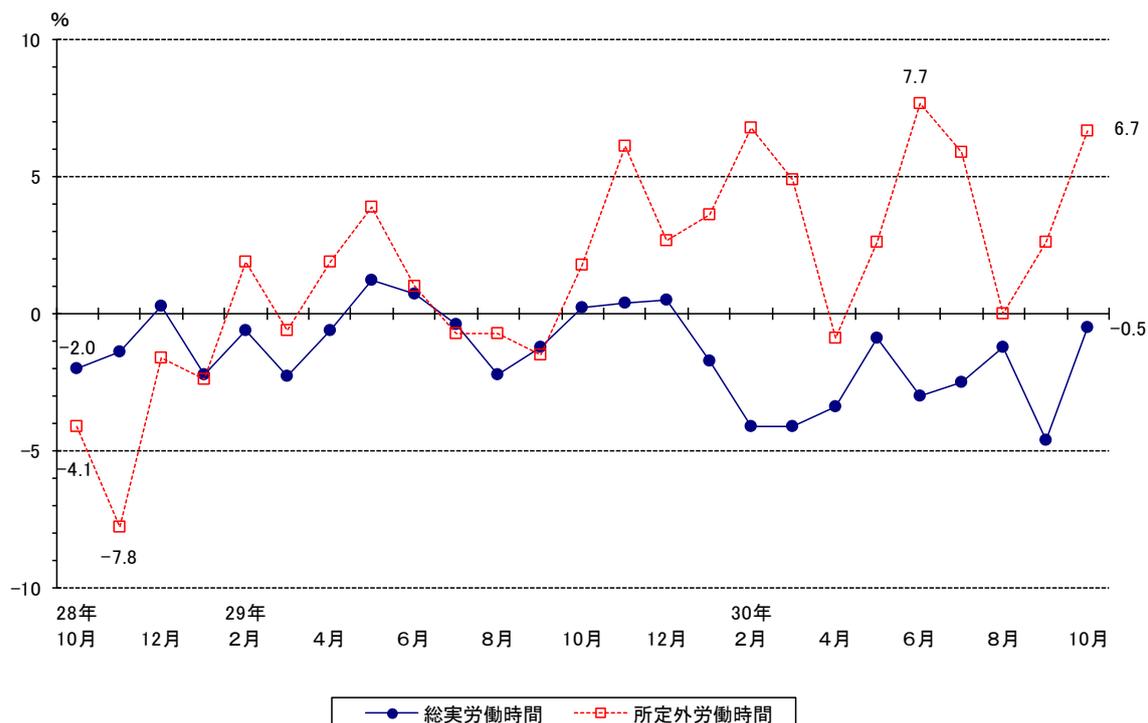
## 労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で144.1時間、前年同月比0.1%減で、2ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では149.5時間、前年同月比0.5%減で、10ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.5時間、前年同月比0.0%で、横ばいであった。また、規模30人以上では12.8時間、前年同月比6.7%増で、2ヶ月連続で前年同月を上回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間							出 勤 日 数		
			所 定 外 労 働 時 間							
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差
【事業所規模5人以上】										
調 査 産 業 計	時間	97.7	2.3	△0.1	時間	4.9	0.0	日	0.4	△0.1
建 設 業	169.2	100.1	△2.8	1.0	11.9	△12.5	25.2	20.9	△0.4	△0.3
製 造 業	165.7	99.0	0.1	△2.6	15.5	0.0	△14.8	20.0	0.0	△0.1
卸 売 業、小 売 業	136.7	102.6	2.4	8.3	6.8	7.9	15.3	18.7	0.1	0.6
医 療、福 祉	131.7	96.0	4.7	△2.0	4.2	13.5	2.5	18.1	0.8	△0.5
【事業所規模30人以上】										
調 査 産 業 計	時間	98.7	4.2	△0.5	時間	8.5	6.7	日	0.7	△0.1
建 設 業	160.5	102.1	△1.3	1.7	10.0	3.1	69.6	20.2	△0.2	△0.2
製 造 業	167.4	98.6	0.8	△2.1	17.1	0.0	△12.7	19.8	0.1	△0.1
卸 売 業、小 売 業	136.1	103.3	1.8	8.3	5.9	5.4	34.1	18.9	△0.1	0.0
医 療、福 祉	136.7	96.4	8.7	△3.2	5.2	18.2	13.0	18.1	1.2	△0.5

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



## 雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で679,318人、前年同月比3.4%増で、10ヶ月連続で前年同月を上回った。  
また、規模30人以上では353,501人、前年同月比3.6%増で、10ヶ月連続で前年同月を上回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で31.2%となり、前年同月差3.0ポイント増加した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前 月 比	前 年 同 月 比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入 職 率	離 職 率
【事業所規模5人以上】						ポイント		
調 査 産 業 計	679 318	104.8	0.2	3.4	35.6	2.2	1.59	1.41
建 設 業	39 753	128.0	0.1	10.1	8.2	△ 3.0	0.66	0.54
製 造 業	168 473	98.8	0.0	0.7	19.0	3.3	1.10	1.02
卸 売 業、小 売 業	121 750	100.1	△ 0.5	2.4	47.8	△ 11.6	1.56	2.10
医 療、福 祉	99 449	99.4	0.3	1.9	38.8	9.2	1.15	0.81
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	353 501	103.1	0.1	3.6	31.2	3.0	1.44	1.35
建 設 業	9 418	132.9	0.1	27.5	15.0	△ 0.8	0.40	0.34
製 造 業	122 123	99.2	0.3	1.3	15.8	1.9	1.24	1.03
卸 売 業、小 売 業	43 608	98.6	0.5	4.2	57.4	△ 11.4	1.57	1.08
医 療、福 祉	57 468	93.8	0.1	△ 1.8	29.4	6.2	1.32	1.24

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

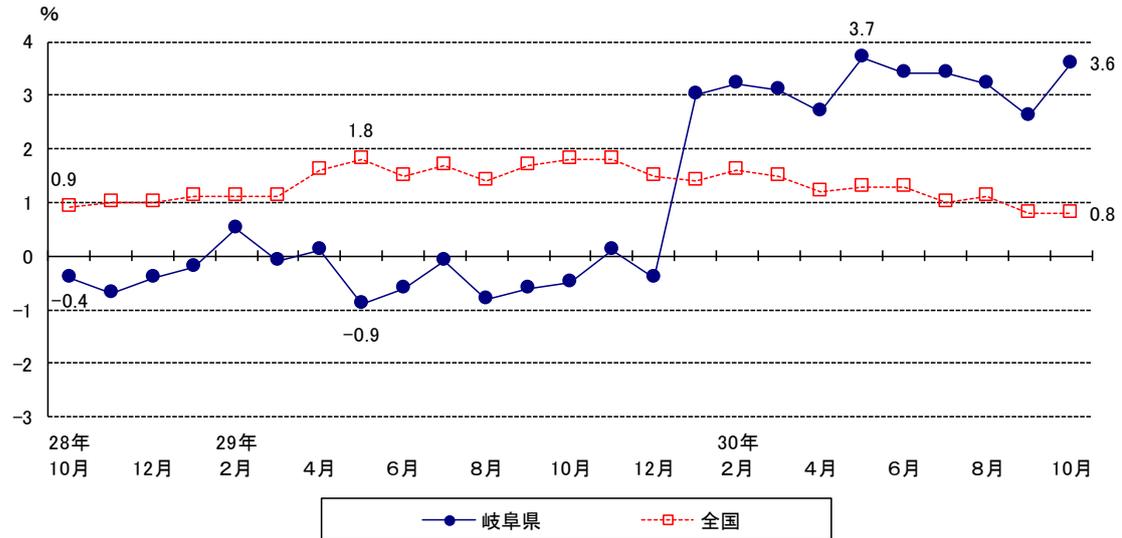
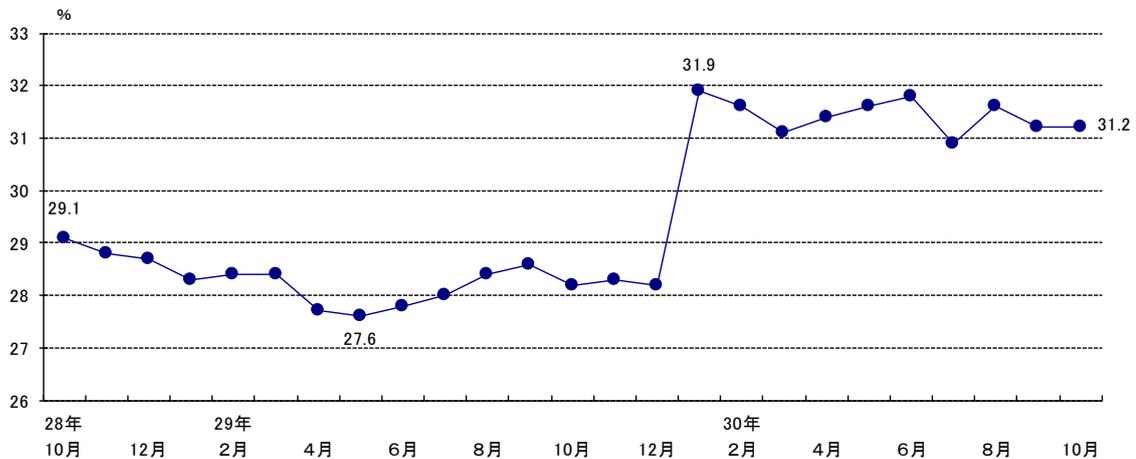


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



## 【利用上の注意】

- 1 平成 29 年 1 月分結果から、賃金・労働時間及び雇用指数は平成 27 年平均を 100 とする平成 27 年基準を使用。これに伴い、平成 28 年 12 月分までの指数を平成 27 年平均が 100 となるように改訂した。
- 2 平成 28 年 12 月分までの増減率は平成 22 年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、平成 27 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2～3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、平成 30 年 1 月分結果から労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。
- 5 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。  
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 現在の指数の基準時は、平成 27 年（2015 年）である。
- 7 常用労働者とは、
  - ① 期間を定めずに雇われている者
  - ② 1 か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 8 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
  - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
  - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

## 【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>